

令和 7 (2025) 年度障害者福祉施設等指導監査実施方針

1 目的

障害者福祉施設等の適正な運営の確保と業務実施水準の向上を図ることにより利用者の福祉の向上に資することを目的として実施する。

2 対象

- (1) 障害者支援施設
- (2) 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。以下同じ。）
- (3) 生活保護法に規定する救護施設及び授産施設
- (4) 社会福祉法に規定する授産施設

3 実施方式

(1) 一般監査

障害者福祉施設等に対する一般監査については、国の定める「障害者支援施設等指導監査指針」（平成19年4月26日付障発0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添）に基づき、原則として、年1回実地を実施する。ただし、前回の実地指導監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合（児童福祉施設を除く。）は、3年に1回実施することができる。

また、児童福祉施設については、実地を実施する必要がないと認められる場合は、書面により実施することができる。

なお、実施にあたっては、確認項目の重点化による所要時間の短縮を図り、効率的かつ効果的な指導を行うものとする。

(2) 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に随時行うものとする。

なお、必要に応じ、通知（予告）をしないで実施することがある。

- ア 施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る事由があるとき
- イ 最低基準違反があると疑うに足る事由があるとき
- ウ 度重なる一般指導監査によっても指示した事項については是正改善がみられないとき
- エ 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき
- オ 死亡事故等の重大事故が発生した場合又は利用者の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれのある情報が得られたとき

4 重点事項

昨年度までの指導監査結果等を踏まえ、次のとおり特に確認すべき事項を定める。

(1) 適切な入所者処遇の確保

- ア 虐待防止及び身体的拘束等の適正化に関する取組
- イ 個別支援計画等の策定状況
- ウ 事故防止、発生時の適切な対応、再発防止のための取組
- エ 苦情処理体制の構築及び利用者へ周知

(2) 防災及び防犯対策の確立

- ア 非常災害対策計画の策定状況、計画の職員への周知状況、計画の実効性の確保、訓練の実施状況
- イ 水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設に該当する場合は、避難確保計画の作成、訓練の実施、市町長への報告（避難確保計画・訓練結果）
- ウ 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、緊急時の対応体制の構築

(3) 感染症対策

- ア 感染症対策の管理体制の構築、感染予防対策の徹底

- イ 感染対策委員会の開催・従業者への周知徹底、対策指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施
- (4) 利用者預り金の適正管理
 - 預り金の管理状況、収支時における内部牽制体制、通帳等の保管体制
- (5) 利用者負担額
 - ア 食材料費の適正管理、徴収額した額に残額が生じた場合の精算
 - イ 光熱水費、日用品費及びその他の日常生活費の適正管理
- (6) 介護給付費等の適正化
 - 介護給付費等に係る請求状況
- (7) 業務継続計画
 - ア 業務継続計画の作成（感染症及び非常災害に係るもの）
 - イ 研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施